

## 神奈川県立がんセンター診療情報公開サービス運用規程

### (目的)

第1条 神奈川県立がんセンター(以下「がんセンター」という。)の電子化された診療情報を、紹介元(紹介先)医療機関及び保健・福祉関係機関へ公開するサービス(以下「本サービス」という。)の運用について、必要な事項を定める。

### (患者の同意)

第2条 がんセンターは、患者の同意が得られた場合に限り、患者が同意した施設に従事する医師(第6条の規定による利用者登録を受けた者に限る。)に対してのみ、電子化された診療情報の公開を行う。

2 患者はいつでも、前項の同意を取り下げることができる。また、患者から同意の取下げがあった場合、がんセンター総長(以下「総長」という。)は、直ちに前項の公開を停止する。

### (公開対象)

第3条 がんセンターが公開を行う診療情報の内容は、別表に掲げるものとする。

### (公開する情報の期間)

第4条 がんセンターが公開を行う診療情報は、平成25年11月2日以降のものとする。

### (公開を受ける者)

第5条 本サービスにより、電子化された診療情報の公開を受けることができる者は、次のいずれかの施設に従事する医師とする。

- (1) 病院
- (2) 診療所
- (3) 介護老人保健施設
- (4) 国若しくは地方公共団体が設置する保健福祉に関する機関
- (5) その他総長が承認した機関

### (公開を受ける者の責務)

第6条 本サービスの利用者登録を行い、総長から付与されたID/パスワードでログインすること。また、付与されたID/パスワードは、利用者登録を行った者が従事する施設の職員を含め、利用者以外の者に利用させないこと。

2 本サービスの利用は閲覧に限定し、得られた情報を公開・複製・提供しないこと。  
3 本サービスにより得られた情報は、診療、保健福祉サービスの提供若しくは学術研究の目的以外に使用しないこと。

なお、学術目的のために使用する場合、個人情報秘すること。

4 次に掲げる要件を満たしたシステム環境で、公開された情報を閲覧すること。

なお、システム環境の整備に係る費用は、利用者が負担すること。

ア インターネットに接続していること。

イ Internet Explorer6.0以上が動作すること。

- ウ がんセンターから CD 等で配布された VPN ソフトを用いて VPN 接続を行うこと。  
また、接続時は、がんセンターから配布された VPN 専用の ID/パスワードを使用すること。
- エ ウイルス対策ソフトがインストールされ、常に最新のウイルス定義に更新されていること。
- 5 本サービスにより得られた情報については、刑法第 134 条、著作権法、個人情報保護法、神奈川県個人情報保護条例、医師法、医療法、健康保険法、厚生労働省「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」等の関連規定を遵守した取り扱いを行う他、自施設のカルテ等に準じた厳格な取り扱いを行うこと。
- 6 自施設の診療情報の情報公開請求等があった場合、本サービスにより得られたがんセンターの診療情報の内容は、開示しないこと。
- 7 不正アクセス、改ざん、その他本サービスの管理及び運営を阻害するような行為は、これを一切行わないこと。また、不正な利用等によりがんセンターに損害を与えた場合、その損害を賠償すること。

#### (利用者登録)

- 第 7 条 次のいずれかに該当する者は、本サービスの利用者登録を受けることができない。
- (1) 不当な手段により利用者登録を受けたことがある者
  - (2) 本サービスを不正に使用したことがある者
  - (3) 利用者登録の取り消しを受けたことがある者
  - (4) その他総長が登録を行うことについて不適格であると認めた者
- 2 前条第 1 項の規定による利用者登録を行い、がんセンターから ID/パスワードの付与を受けようとする者は、利用者登録申請書(様式 1)を総長に提出しなければならない。
- 3 総長は申請書の内容を審査し、申請書が到達してから 30 日以内に、利用者登録を行い、その結果及び付与した ID/パスワードを利用者登録完了通知(様式 2)により申請者へ通知しなければならない。  
なお、審査の結果、利用者登録ができない場合、その旨を通知しなければならない。
- 4 総長は、前項の利用者登録の内容を記載した利用者台帳を整備しなければならない。利用者台帳には、次に掲げる事項を登録する。
- (1) 利用者の氏名、生年月日及び性別
  - (2) 利用者が従事する施設
  - (3) 利用者の職種
  - (4) VPN 接続用利用者 ID 及び閲覧用利用者 ID
- 5 利用者登録を行った者は、前項の登録した内容に変更が生じた場合、速やかに変更届出書(様式 3)を総長に提出しなければならない。ただし、接続する端末を変更する場合若しくは従事する施設が変更する場合でインターネットの環境が変更するときは、再度第 2 項の申請を行わなければならない。また、届出を受理した総長は、速やかに利用者台帳に変更の内容を登録するものとする。
- 6 利用者登録の抹消を行うものは、登録抹消届出書(様式 4)を総長に提出しなければならない。また、届出を受理した総長は、速やかに利用者台帳に変更の内容を登録するものとする。

(紹介元施設への公開の方法)

第8条 紹介元施設(がんセンターあてに紹介状を作成した施設をいう。以下同じ。)に従事する利用者への診療情報の公開方法は次のとおりとする。

- (1) 紹介元施設の医師(本サービスの利用者登録を行った者に限る。)が、患者から同意書(紹介元施設への公開用)(様式5)を取得する。
- (2) 紹介状と同意書(がんセンター送付用)を併せて封入し、初診日当日に持参するよう患者に案内する。
- (3) 患者が、がんセンターの初診窓口で紹介状と同意書を提出する。
- (4) がんセンター職員が同意書を確認し、原則として初診の日から3日以内(休診日を除く。)に、電子化された診療情報の公開処理を実施する(患者が、いつがんセンターを受診したかは、紹介状に対する初回報告書の郵送をもって行う。)

第8条の2 総長が認めた連携医療施設である紹介元施設については、がんセンター窓口で同意書の取得を行うことができる。

(紹介先施設への公開の方法)

第9条 紹介先施設(がんセンターからの紹介状を受け取った施設をいう。以下同じ。)に従事する利用者への診療情報の公開方法は次のとおりとする。

- (1) がんセンターの医師が紹介状を作成する。
- (2) 紹介状を、紹介先施設へ送付する(患者が持参する。)
- (3) 患者が紹介先の機関を受診する(若しくは紹介先機関からの往診を受ける。)
- (4) 紹介先施設の医師(本サービスの利用者登録を行った者に限る。)が、患者から同意書(紹介先施設への公開用)(様式6)を取得する。
- (5) 同意書をごんセンターへ送付する。
- (6) がんセンター職員は、受理した同意書を確認し、原則として同意書到達日から3日以内(休診日を除く。)に、電子化された診療情報の公開処理を実施する。

第9条の2 総長が認めた連携医療施設である紹介先施設については、がんセンター窓口で同意書の取得を行うことができる。

(人事異動等による継続利用等)

第10条 人事異動等により担当医師の変更が生じた場合、利用者登録を行った後任の医師が、継続利用申請書(様式7)をごんセンターへ送付することにより、後任の医師は継続して該当患者に係る電子化された診療情報の公開を受けることができる。

- 2 がんセンター職員は、受理した継続利用申請書を確認し、原則として継続利用申請書到達日から3日以内(休診日を除く。)に、公開先利用者の変更処理を実施する。
- 3 人事異動等により担当医師の変更が生じた場合で、本サービスの継続利用の必要がないときは、後任の医師は、利用停止届出書(様式8)を総長に提出しなければならない。
- 4 がんセンター職員は、受理した利用停止届出書を確認し、原則として利用停止届出書到達日から3日以内(休診日を除く。)に、公開の停止処理を実施する。

(患者の希望による公開の停止)

第11条 第2条第2項の規定により、同意を取り下げの場合、患者は、同意取下書(様

式9)をがんセンターに提出しなければならない。

- 2 がんセンター職員は、同意取下書を受理した場合、直ちに本サービスによる電子化された診療情報の公開の停止処理を行わなければならない。また、患者からの同意取り下げにより、サービスを停止した旨を該当する利用者に連絡する。

(総長による公開の停止)

第12条 次のいずれかに該当する場合、総長は該当する利用者に対する情報の公開をすべて停止させる。

- (1) 不正若しくは不当な利用が認められた場合
- (2) この運用規程に反する利用が認められた場合
- 2 総長は、1年以上閲覧の履歴がない患者に係る情報の公開を、事前の通知なく停止させることができる。
- 3 その他、情報の公開が不適格であると認められた場合、総長は、事前の通知なく情報の公開の一部若しくは全部を停止させることができる。

(利用者登録の取り消し)

第13条 総長は、次のいずれかに該当する利用者の利用者登録を取り消す。

- (1) 不当な手段により利用者登録を受けた者
- (2) 本サービスを不正に使用した者
- (3) 前条第1項の規定により公開の停止を受けた者
- (4) その他総長が不適格であると認められた者

(利用時間)

第14条 本サービスは365日常時利用可能とする。

- 2 総長は、予告なく、保守点検及び修理のため、一時的に本サービスの利用を停止することができる。

(がんセンターにおける利用)

第15条 がんセンター職員は、神奈川県立がんセンター医療情報システム運用管理規程を遵守した利用を行わなければならない。

(非常時等の事故対策)

第16条 障害発生時等の非常時は、総長は直ちにシステムを停止し、復旧のために必要な措置を講じなければならない。

- 2 前項の停止中は、本サービスに係る代替手段の提供は実施しない。

(免責事項)

第17条 本サービスの利用において発生したいかなる損害に対しても、原因の如何を問わず、がんセンターは一切の責任を負わない。

(その他)

第18条 総長は、必要があると認めるときは、利用者への事前の通知を行うことなく、本規程を変更し、又は新たな条項を追加することができる。また、利用者は、変更若

しくは追加された条項の内容に、従わなければならない。

この規程は、平成 25 年 10 月 1 日から施行する。

神奈川県立がんセンター診療情報公開サービス運用規程第3条の規定により  
 神奈川県立がんセンターが公開を行う診療情報一覧

伝票コード	伝票名称	伝票種別略称
E001	検体検査	検体
E002	一般細菌検査	一般細菌
E003	抗酸菌染色・培養検査	染色・培養
E004	抗酸菌同定・感受性検査	感受性
E005	その他 細菌検査	その他細菌
E006	輸血検査	輸血検査
E008	剖検依頼	剖検依頼
E013	術中迅速	術中迅速
E018	FCM・FISH(末梢血)	血検
E019	FCM・FISH(骨髄穿刺)	細検
E900	検体検査	検体検査
E901	緊急検査	緊急検査
E902	細菌検査	細菌検査
EJ09	実施:病理組織診	実施組織診
EJ10	実施:病理細胞診	実施細胞診
EK01	迅速検査結果加算	迅速加算
ER01	一般検体歴	一般検体歴
ER02	一般細菌歴	一般細菌歴
ER03	抗酸菌歴	抗酸菌歴
ER04	その他細菌結果	その他細菌
ER12	蛋白分画	レポート
GJ05	内視鏡検査実施	内視実施
GJ50	内視鏡検査実施	内視鏡実施
FJ01	(実)一般撮影	(実)一般
FJ02	(実)透視造影TV	(実)透造
FJ03	(実)内視鏡TV	(実)内視
FJ04	(実)CT検査	(実)CT
FJ05	(実)MRI検査	実施
FJ06	(実)RI検査	(実)RI
FJ07	(実)血管造影	(実)血管
FJ08	(実)治療計画	(実)治計
FJ09	(実)治療	(実)治療
FJ10	(実)X線検査(単純)	(実)単純
FJ11	(実)X線検査(造影)	(実)造影
FJ12	(実)CT検査	(実)CT
FJ13	(実)MRI検査	(実)MRI
FJ14	(実)X線検査(血管造影)	(実)血管
FJ20	(実)位置決め撮影	(実)位置
FJ21	(実)放射線治療	(実)治療
FJ23	(実)放射線治療	(実)治療

伝票コード	伝票名称	伝票種別略称
FJ24	(実)位置決め撮影	(実)位置
FJ25	(実)位置決め撮影CT	(実)位置CT
FJ26	(実)治療申し込み	(実)治申
FJ27	(実)放射線治療(LINAC・RALS)	(実)治療
FJ30	(実)核医学検査	(実)核医
FJ35	(実)骨密度検査	(実)骨密度
FJ40	一般撮影実施	一般実施
FJ41	透視造影TV実施	透視造実施
FJ42	内視鏡TV実施	内TV実施
FJ43	CT検査実施	CT実施
FJ44	MRI検査実施	MRI実施
FJ45	RI検査実施	RI実施
FJ46	血管造影実施	血管造実施
FJ47	治療計画実施	治療計実施
FJ48	治療実施	治療実施
FJ50	ポータブル実施	ポ一実施
FJ51	手術ポータブル実施	術中実施
FJ52	結石破砕実施	結石実施
JJ48	(実)超音波(上腹部)	(実)超上
JJ49	(実)超音波(下腹部)	(実)超下
JJ50	(実)超音波(乳腺・甲状腺・頸部・その他)	(実)超他
JJ53	(実)超音波ポータブル	(実)超ポ
JJ72	(実)超音波(上腹部)	(実)超上
JJ73	(実)超音波(下腹部)	(実)超下
JJ74	(実)超音波(乳腺・甲状腺・頸部・その他)	(実)超他
JJ75	(実)超音波ポータブル	(実)超ポ
JJ76	(実)自科超音波	(実)自超
H001	院内処方	院内処方
H002	院外処方	院外処方
H003	入院処方	入院処
H004	退院時処方	退院時処方
H005	当直処方	当直処方
H006	実施済処方	実施済処方
H007	入院処方	入院処方
H008	つなぎ処方	つなぎ
H010	中止処方	中止処方
H011	外来麻薬処方	外来麻薬処
H012	入院麻薬処方	入院麻薬処
H081	持参薬指示	持参薬指示
H089	持参薬処方	持参薬
I001	予約注射	予約注射
I004	予定注射	予定注射
I005	当日注射	当日注射
I006	臨時注射	臨時注射
I007	実施済注射	実施済注射
I010	頓用注射	頓用注

伝票コード	伝票名称	伝票種別略称
I021	疑義照会(注射)	疑義注
I030	外来治験注射	外治験注
I031	入院治験注射	入治験注
I071	抗がん剤注射	抗がん剤
I072	実施確認	実施確認
I100	点滴速度変更	点滴速度変
I900	(移)予定注射	(移)予定注
I901	(移)臨時注射	(移)臨時注
I902	(移)入院麻薬注射	(移)入院麻
I903	(移)当日注射	(移)当日注
I904	(移)予約注射	(移)予約注
I905	(移)当日麻薬注射	(移)当日麻
I906	(移)予防注射	(移)予防注
I907	(移)ICU予定注射	(移)ICU予
I908	(移)ICU臨時注射	(移)ICU臨
FR10	放射線レポート	レポート
FR11	放射線画像	画像
C001	入院	入院
C002	退院	退院
MM51	退院時サマリ	退院時サマリ
MS01	退院時サマリ	退院時サマリ